

堺市北区公示送達第17号

下記の書類は、堺市北区役所保険年金課で保管していますから、
来庁のうえ受領してください。

令和8年6月16日

堺市北区長

鈴木 敏文

記

1. 送達を受けるべき者 川村 圭子

2. 送達すべき書類 後期高齢者医療保険料 月次通知（新規・
変更）（令和8年4月発送分）

(注意) 上記書類があなたの手もとに届かなくても、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定において準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び堺市市税条例（昭和41年条例第3号）第4条の規定に基づき、令和8年6月23日に書類の送達があったものとみなされます。